

「大磯らしい潤いづくり事業 協働事業者公募型プロポーザル」
選定委員会 設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル」の選定のため、大磯らしい潤いづくり事業実施方針に基づいて設置される委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本委員会は、「大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル」選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(任 務)

第3条 委員会は、大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル募集要項に基づき応募者が提出した企画提案書、プレゼンテーション及び質疑等を別に定める大磯らしい潤いづくり協働事業者選定委員会審査要領に基づき審査し、大磯らしい潤いづくり事業協働事業者を選定する。

(委員構成)

第4条 委員は、別表のとおりとする。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 委員長は会議を招集し、会議において議長を務める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が大磯町情報公開条例の非公開情報に該当する場合、又は会議を公開することにより公平かつ円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

2 その他、会議を開催することに対し適当ではないと認める事態が発生した場合は、委員長の判断により書面会議とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、産業環境部産業観光課において処理する。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別 表

大磯町商工会 公益社団法人大磯町観光協会 神奈川県湘南地域県政総合センター 大磯町 産業能率大学
--